

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 神川町水道事業

事業名	末端給水事業、簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和43年9月13日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	神川町	職員数※(H19. 4. 1現在)	5
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	124 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1377 (H18)
累積欠損金 (百万円)	22	利益剰余金又は積立金 (百万円)	206
不良債務 (百万円)	0	財政力指数※	0.71 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率※ (%)	14.1 (H19)
		経常収支比率※ (%)	93.0 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：神川町・神泉村]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	神川町公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	神川町長 田村 啓
既存計画との関係	神川町行政改革集中改革プラン（平成18～21年度）
公表の方法等	平成20年3月定例議会への報告、町広報誌、町ホームページ
基本方針	1 職員数の純減、人件費の総額の削減 2 上水道事業と簡易水道事業の料金統一 3 維持管理費の削減

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	79	71	96	246
	補償金免除額	13	11	20	44
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	8	30	47	84

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	79,499	70,631	96,077	246,207
合 計 (A)		79,499	70,631	96,077	246,207
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		79,499	70,631	96,077	246,207

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	7,074	27,555	46,650	81,279
合 計 (A)		7,074	27,555	46,650	81,279
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		7,074	27,555	46,650	81,279

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	平成18年1月1日神川町と神泉村の合併に伴い、旧神川町上水道と旧神泉村簡易水道が経営統合し、給水人口15,106人となったが、基本料金及び超過料金に差異があるため平成18年度より平成22年度の毎年一定の逓増率により5ヵ年計画で旧神川町の料金体系に統一することで合併協定された。旧神泉村簡易水道は山間部に位置し、1箇所での給水が出来ないため4箇所の浄水場より給水をしており、1箇所最大給水人口は阿久原浄水場で365人、最小給水地区は住居野飲料水供給地域で38人となっている。従って、簡易水道事業の経営は大変厳しい状況下であるが、前述のとおり料金改定により多少の経営改善が見込まれる。
経営課題	課 題 ① 職員給与水準の適正化
	平成19年4月1日現在の職員数は5名であり、当初予算職員給与費が49百万円で（うち、地域手当百万円）となっており経営を圧迫している。
	課 題 ② 料金改定の方向性
	平成18年1月1日神川町と神泉村の合併に伴い、旧神川町上水道と旧神泉村簡易水道が経営統合し、給水人口15,106人となったが、基本料金及び超過料金に大きな差異がある。
	課 題 ③ 未収金対策
	平成18年度末の水道料金未収金は過年度と現年度を含め約13,000千円の未収金があるため未収金対策を講ずる必要がある。
	課 題 ④
留意事項	
	課 題 ⑤

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（①法適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	300	283	298	305	304	303	305	306	308	308	
	(1) 料 金 収 入	291	272	286	296	290	292	294	296	298	298	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0										
	(3) そ の 他	9	11	12	9	14	11	11	10	10	10	
	2. 営 業 外 収 益	2	2	1	28	10	10	10	10	10	10	
	(1) 補 助 金	1	2	1	19	10	10	10	10	10	10	
	他 会 計 補 助 金	1	2	1	19	10	10	10	10	10	10	
	そ の 他 補 助 金											
	(2) そ の 他	1			9							
	収 入 計 (C)	302	285	299	333	314	313	315	316	318	318	
収 支 的 支 出	1. 営 業 費 用	230	235	243	298	285	282	274	275	275	276	
	(1) 職 員 給 与 費	40	41	41	43	49	49	40	40	39	39	
	基 本 給	21	21	21	25	25	25	20	20	20	20	
	退 職 手 当											
	そ の 他	19	20	20	18	24	24	20	20	19	19	
	(2) 経 費	80	79	83	124	95	91	91	91	91	91	
	動 力 費	14	13	13	14	14	14	14	14	14	14	
	修 繕 費	13	11	16	14	12	12	12	12	12	12	
	材 料 費											
	そ の 他	53	55	54	96	69	65	65	65	65	65	
(3) 減 価 償 却 費	110	115	119	131	141	142	143	144	145	146		
2. 営 業 外 費 用	48	47	45	58	50	46	33	25	19	19		
(1) 支 払 利 息	48	47	45	52	49	46	33	25	19	19		
(2) そ の 他				6	1							
支 出 計 (D)	278	282	288	356	335	328	307	300	294	295		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	24	3	11	-23	-21	-15	8	16	24	23		
特 別 利 益 (F)			1	6	1							
特 別 損 失 (G)					6							
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	1	6	-5							
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	24	3	12	-17	-26	-15	8	16	24	23		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	125	73	32	13	-22	-37	-29	-13	11	34		
流 動 資 産 (J)	295	237	255	297	261	262	263	264	265	266		
う ち 未 収 金	22	15	19	51	50	49	48	47	46	45		
流 動 負 債 (K)	53	87	12	57	19	20	20	20	20	20		
う ち 一 時 借 入 金												
う ち 未 払 金	53	87	12	57	19	20	20	20	20	20		
不 良 債 務 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)					7	12	10	4				
不 良 債 務 比 率 ($\frac{(L)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (M)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (N)	300	283	298	305	304	303	305	306	308	308		

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成〇年度 （計画初年度）	平成〇年度 （計画第2年度）	平成〇年度 （計画第3年度）	平成〇年度 （計画第4年度）	平成〇年度 （計画第5年度）
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		28	29	29							
	(1) 営 業 収 益 (B)		22	24	24							
	ア 料 金 収 入		22	24	24							
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益		6	5	5							
	ア 他 会 計 繰 入 金		6	5	5							
	イ そ の 他											
	2 総 費 用 (D)		28	27	28							
	(1) 営 業 費 用		17	17	18							
ア 職 員 給 与 費		8	8	8								
ウ ち 退 職 手 当												
イ そ の 他		9	9	10								
(2) 営 業 外 費 用		11	10	10								
ア 支 払 利 息		11	10	10								
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		0	2	1								
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		13	21	6							
	(1) 地 方 債											
	(2) 他 会 計 補 助 金		13	21	6							
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金											
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)		12	22	7							
	(1) 建 設 改 良 費		6	17	1							
ウ ち 職 員 給 与 費												
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		6	5	6								
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		1	-1	-1								

(単位:百万円, %)

区 分	年 度					平成○年度 (計画初年度)	平成○年度 (計画第2年度)	平成○年度 (計画第3年度)	平成○年度 (計画第4年度)	平成○年度 (計画第5年度)
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)					
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1	1	0							
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)										
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1	1	0							
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支	1	1	0							
黒 字 (P)										
(N)-(O)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0							
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	82	91	85							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	22	24	24							
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	294	289	283							
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	294	289	283							
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成○年度 (計画初年度)	平成○年度 (計画第2年度)	平成○年度 (計画第3年度)	平成○年度 (計画第4年度)	平成○年度 (計画第5年度)
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)					
収 益 的 収 支 分	6	5	5							
うち基準内繰入金	6	5	5							
うち基準外繰入金										
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの										
資 本 的 収 支 分	13	21	6							
うち基準内繰入金	3	4	3							
うち基準外繰入金	10	17	3							
うち赤字補てん的なもの	10	17	3							

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	98	92	95	84	87	92	96	98	100	102	
総収支比率(法適用) (%)	109	101	104	95	92	95	103	105	108	108	
経常収支比率(法適用) (%)	109	101	104	94	94	95	103	105	108	108	
営業収支比率(法適用) (%)	130	120	123	102	107	107	111	111	112	112	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)					7	12	10	4			
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	82	91	85								
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1	1	1	6	4	3	3	3	3	
	うち基準内繰入金 (%)	1	1	1	6	4	3	3	3	3	
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	7	46	49	2	3	1	2	2	29	29
	うち基準内繰入金 (%)	7	46	49	2	3	1	2	2	29	29
	うち基準外繰入金 (%)										
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	旧神川町と旧神泉村の統合時(平成18年1月1日)では水道料金に相当な差異が生じていたが、平成18年度から毎年一定の通増率により平成22年度までの5年間に旧神川町の水道料金と統一を図る。
2 他会計繰入金の見込み	簡易水道事業分として地方交付税基準財政需要額に算定される額及び消火栓維持管理費分を繰り入れる予定である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>定員管理については、行政改革推進法の基準(△4.6%)を上回り、平成17年度に180人だった職員数を平成22年度には158人(△13.9%)とする計画である。また、給与制度についても、平成18年度の国の給与構造改革に合わせて給料表を作成したが、今後は地域手当、特殊勤務手当等についても、国家公務員の給与に準じ適正化を図る。</p> <p>課題①の「給与の適正化」については、人事院勧告に基づき実施してきたが、平成16年度から管理職手当の削減(20～25%)、町長等特別職の給与削減(4～5%)を併せて実施した。平成18年度に国に併せて給料表を作成した。また、特殊勤務手当については、平成19年度中に見直しを行い削減するとともに、地域手当についても、国に併せて平成22年度までに支給を停止する方向で検討する。</p> <p>平成18年度に国の給与構造改革に併せて給料表を作成した。また、地域手当(年間1,202千円)は支給地域に該当していないが、現在5%を支給している。これについても、国に併せて平成22年度までに支給を停止する方向で検討する。</p> <p>国の給与構造改革に合わせて技能職の給料表を改正した。今後も、人事院勧告、国等の給与改革等に準じて給与の見直しを行っていく。</p> <p>退職時特昇については、「勤続20年以上1号」、「勸奨1号」の基準を設定していたが、平成17年度から「勤続20年以上1号」の基準を廃止し、「勸奨1号」の基準についても平成19年度に見直しを行い、平成20年度から廃止する。</p> <p>職員互助会へ町補助金として、平成18年度まで1人当たり2,400円支出しており、平成19年度には1人当たり1,200円に削減した。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>物件費の削減については、消耗品費の削減のほか、平成18年度から上水道事業及び簡易水道事業の会計統合により電算等委託料の削減等に取り組んできた。今後も、臨時職員賃金、清掃・電算委託料、消耗品費、備品購入費等の歳出を見直し、削減を図る。</p> <p>民間委託の推進については、上水道浄水場は平成16年度、簡易水道浄水場は平成19年度より監視委託業務を実施しており、今後は他の水道施設等の委託を平成19、20年度で検討し導入する。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	<p data-bbox="152 347 611 469">○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p data-bbox="611 347 2136 469">課題②の神川町の水道料金は、埼玉県下で第7番目に高料金(3,040円/20m³/1ヶ月 13mm)となっており、簡易水道事業料金も平成18年度より22年度までの5ヵ年で上水道事業の現行料金と統一を図ることとなっている。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	<p data-bbox="152 628 611 719">○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p data-bbox="611 628 2136 719">経営健全化計画等の公表については、平成20年3月定例議会への報告と町広報誌とホームページにより、毎年10月に町職員の給与・定員管理の状況を公表している。今後も職員手当等給与の見直しを積極的に進め、その状況や定員管理の進捗状況等について掲載していく。</p> <p data-bbox="152 756 611 847">○ 行政評価の導入</p> <p data-bbox="611 756 2136 847">現在進めている石綿セメント管布設替工事業の事業評価は5年毎に実施してきているが、住宅開発に伴う給水管の新設等が必要となっており、これらの事業のコストが適正かどうか的確な事業評価を行いたい。</p>
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成19年度末に退職により1名の職員減が生じる予定である。人件費総額で9,558千円の削減となる。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成18年度で初めて繰越欠損金が生じたが剰余金で平成19年度に引当てた。今後は、剰余金の引当て及び料金改定（簡易水道分）を実施し繰越欠損金の解消を行い、経営の健全化を図りたい。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	課題③の未収金対策については、督促状の発送、電話催促、臨宅徴収及び停水予告通知並びに停水を行い未収集金の解消に努めたい。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率（基本料金）					6.98%		8.76%	17.52%	26.28%	35.04%	35.04%	
	改善額（料金の適正化）※1					2		2	4	6	8	8	28
	未収金の徴収対策												
	改善額							1	1	1	1	1	5
	一般会計負担金の額												
	改善額（負担金の確保等）												
	資産の有効活用												
	改善額（収入増額）												
	その他（ ）												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費（退職手当以外）	40	41	41	43	49		49	40	40	39	39	
	改善額						0		9	9	10	10	38
	給与水準	21	21	21	25	25		25	20	20	20	20	
	改善額								5	5	5	5	20
	その他（期末勤勉、地域手当）	19	20	20	18	24		24	20	20	19	19	
	改善額								4	4	5	5	18
	職員給与費（退職手当）												
	職員数（人）	5	5	5	5	5		5	4	4	4	4	
	増減数（人）								1				1
	維持管理費等	90	88	93	124	95		91	91	91	91	91	
	改善額（適正化）												0
	工事コスト※2												
	改善額（縮減額）												
	その他（ ）												
	改善額												
	累積欠損金比率					7		12	10	4			
	増減												
	企業債現在高	1,267	1,229	1,194	1,421	1,377		1301	1253	1210	1170	1129	
	増減												
		計画前5年間改善額 合計											
													改善額 合計
													71
													(参考) 補償金免除額
													44

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額（料金の適正化）」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減（建設改良費の抑制は除く。）を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
年間総有収水量 (千m ³)	1872.41	1793.19	1862.01	1799.81	1742.82	1750.00	1750.00	1750.00	1750.00	1750.00
公称施設能力 (m ³ /日)	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
1日最大配水量 (m ³ /日)	7,214	7,021	7,264	6,943	6,743	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800
最大稼働率 (%)	75.94	73.91	76.46	73.08	70.98	71.58	71.58	71.58	71.58	71.58
供給単価 (円/m ³)	167.67	164.72	166.74	164.43	166.12	166.86	168.00	169.14	170.29	170.29
給水原価 (円/m ³)	170.93	179.16	175.88	196.32	191.22	181.14	174.29	172.00	169.71	167.43

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

・ 検討体制・実施スケジュール 平成19年度
・ 検討の方向性 平成20年度
・ 結論のとりまとめ 平成20年度
・ 統合 平成21年3月末